

2011 年 8 月 25 日

太平洋セメント株式会社 御中

日本野鳥の会滋賀

代表 石井秀憲



藤原鉦山およびその周辺次期原料山開発事業に係る環境影響評価準備書 に対する意見

今回公開された準備書に関して、以下の通り意見を述べます。

1 鉦区平坦部の環境の重要性

準備書から、藤原岳山頂付近は、植物や貝類などの生物にとっても非常に貴重な環境であることが伺えます。イヌワシのえさ場としての重要性のみならず、貴重な自然環境そのものを残すという視点から、山頂山腹緩斜面である鉦区平坦部は、保存・保護していくことが重要であると考えます。よって、鉦区の移動または縮小を要望します。

2 イヌワシのえさ場の補償地としての林冠ギャップの作成について

イヌワシの餌場としての草地を創り出すこと（林冠ギャップの作成）を示唆していますが、現存する自然林としての森林を伐採し不自然な草地を創り出すことは、新たな環境破壊以外の何ものでもなく、イヌワシのみの視点にとらわれ過ぎるあまり、藤原岳そのものの環境を改変させるのは賛成できません。

また、林冠ギャップを創出したとしても、年月が経つと元の森林に戻っていくと考えられ、創出後、適切な手入れによる維持管理を継続して行うことは、非常に難しいと思われます。

三重県内で現存するイヌワシの繁殖個体群が、当地にしか生息しないという現状を踏まえると、本事業がイヌワシに与える影響は大きいと考えられ、環境省が定める「種の保存法」に照らし、イヌワシや、その他貴重な動植物の保全に最善を尽くすには、事業の見直しが必要不可欠であると考えます。

第二条 国は、野生動植物の種(亜種又は変種がある種にあつては、その亜種又は変種とする。以下同じ。)が置かれている状況を常に把握するとともに、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存のための総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 地方公共団体は、その区域内の自然的社会的諸条件に応じて、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存のための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

3 国民は、前二項の国及び地方公共団体が行う施策に協力する等絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に寄与するように努めなければならない。